

マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募についての公示

平成27年9月24日
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業

(2) 事業目的

本事業は、マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進の環境整備を図る。

(3) 事業内容

1) 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業

- ①管理に問題が生じているマンションにおける管理適正化や被災時の応急対応計画・被災後の生活維持継続計画策定に係る合意形成支援
- ②管理組合に専門家を役員等として派遣することによる管理組合運営業務等の実施
- ③管理組合に専門家を派遣するための人材確保に係る体制整備

2) 持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業

- ①老朽化した建物等の再生に係る合意形成支援
- ②建物等の性能向上に係る合意形成支援

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成27年10月下旬～平成28年2月13日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

マンション管理組合の活動を支援し、マンションの管理や防災、修繕・改修等に関する専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備えている以

下の法人、又は今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第3条に規定する一般社団法人又は一般財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者

（2）補助事業の内容

- ・1.（3）の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・補助事業実施に係る活動記録を提出できること。

○内容審査

- （1）事業主体が、補助事業を実施し、個別マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等を通じ、成功事例を蓄積することによってマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図ることに寄与し、管理組合や区分所有者に対して有益な取組みが見込まれるもの。
- （2）事業主体による取組みが、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着することが見込まれるもの。
- （3）事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

3. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局市街地建築課 マンション政策室 金子
電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631
電子メール kaneko-f8312@mlit.go.jp

（2）募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成27年9月24日から平成27年10月16日
③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前に連絡を行い、手交、E-mailにより交付。

（3）応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成27年10月16日 18時00分まで
②場所 上記担当部局
③方法 上記担当部局へ応募書類2部及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-R1枚を持参又は郵送で提出。
なお、電子ファイルは以下によること。
・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。

- ・使用するフォントについては、一般的に用いる種類のものとすること。
なお、電子ファイルは自動解凍ファイルなどの圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)と同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

(7) 詳細は募集要領による。